

第7回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月25日(月)午後2時25分から午後2時59分

2. 開催場所 網走市議会委員会室

3. 出席委員 17人

会長	17番	山田	健一
委員	1番	居内	和則
	2番	鬼塚	秀直
	3番	鎌田	直人
	4番	川崎	伸弘
	5番	遠藤	優一
	6番	福田	稔
	7番	松尾	貴子
	8番	藤田	政揮
	9番	中川	一弘
	10番	立石	雄治
	11番	山本	登
	12番	小田切	英治
	13番	佐々木	義彦
	15番	矢萩	一毅
	16番	首藤	勝広

4. 欠席委員 無

5. 議事日程	議案第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
	議案第2号	農地等の使用貸借による権利の設定について
	議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
	議案第4号	農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
	議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について
	議案第6号	令和2年網走市賃借料水準の情報提供について

6. 議事録署名委員	11番	山本	登
	12番	小田切	英治

7. 出席事務局職員	事務局長	川合	正人
	事務局次長	本間	保司
	農地係長	石岡	英樹
	事務局主査	竹岡	亮
	農地係主事	猪股	路子

8. 会議の概要

事務局長

それでは、ただ今より、網走市農業委員会第7回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりごあいさつをお願いします。

会長

(挨拶)

事務局長

次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。よろしく願いいたします。

議長

本日の出席委員は、17名で定足数に達しておりますので、ただ今から開会をいたします。次に本日の会議の議事録署名委員として、11番山本委員、12番小田切委員の両委員を指名いたします。それでは、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。議案第1号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、16番の首藤委員の退席を求めます。

(16番 首藤委員退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第1号の朗読説明)

なお、農地法第18条第6項の規定による通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。議案第1号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(16番 首藤委員着席)

次に、議案第2号「農地等の使用貸借による権利の設定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号の朗読説明)

なお、議案第2号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でこ

ざいます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。議案第2号については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしと声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号の朗読説明)

なお、議案第2号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては、別紙資料1の3ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第3号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては、別紙資料1の3ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番
議長

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第4号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について」を議題とします。議案第5号につきましては、初めに1番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、15番の矢萩委員の退席を求めます。

(15番 矢萩委員退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号1番の朗読説明)

なお、議案第5号1番の農用地利用配分計画案の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、および機構法第18条第4項第4号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要でございます。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の4ページ記載のとおりでございます。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番
議長

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

ありませんか。それではお諮りいたします。議案第5号1番は、中間管理事業に伴う農用地利用配分計画(案)の作成は適当である旨の答申をすることに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(15番 矢萩委員着席)

次に、議案第5号2番から8番を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号2番から8番の朗読説明)

なお、議案第5号2番から8番の農用地利用配分計画案の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、および機構法第18条第4項第4号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要でございます。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の4ページ記載のとおりでございます。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

ありませんか。それではお諮りいたします。議案第5号2番から8番は、中間管理事業に伴う農用地利用配分計画(案)の作成は適当である旨の答申をすることに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「令和2年網走市賃借料水準の情報提供について」を議題といたします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第6号の朗読説明)

なお、本件は改正農地法で賃借料情報の提供が義務付けられたため、平成20年分から毎年情報提供を行っているものでございます。作成にあたりましては、先月及び本日行われた農地常任委員会において全国農業会議所による作成手引に準じて、内容を整理検討したものでございます。本総会で決定後は網走市ホームページにて公表する予定でございます。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

「令和2年網走市賃借料水準の情報提供について」は、事務局より説明のあったとおりでございます。ほかには、特に何もございませんでしたが、先月、12月25日に開催いたしました第8回農地常任委員会に

議長

おきまして、西地区の最高額の質問があり、これにつきまして内容はイチゴの集約栽培であることを確認のうえ承認されましたことを報告いたします。

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第6号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

<午後2時59分 閉会>